

収入減少影響緩和交付金の金額の
算定省令の一部改正説明参考資料

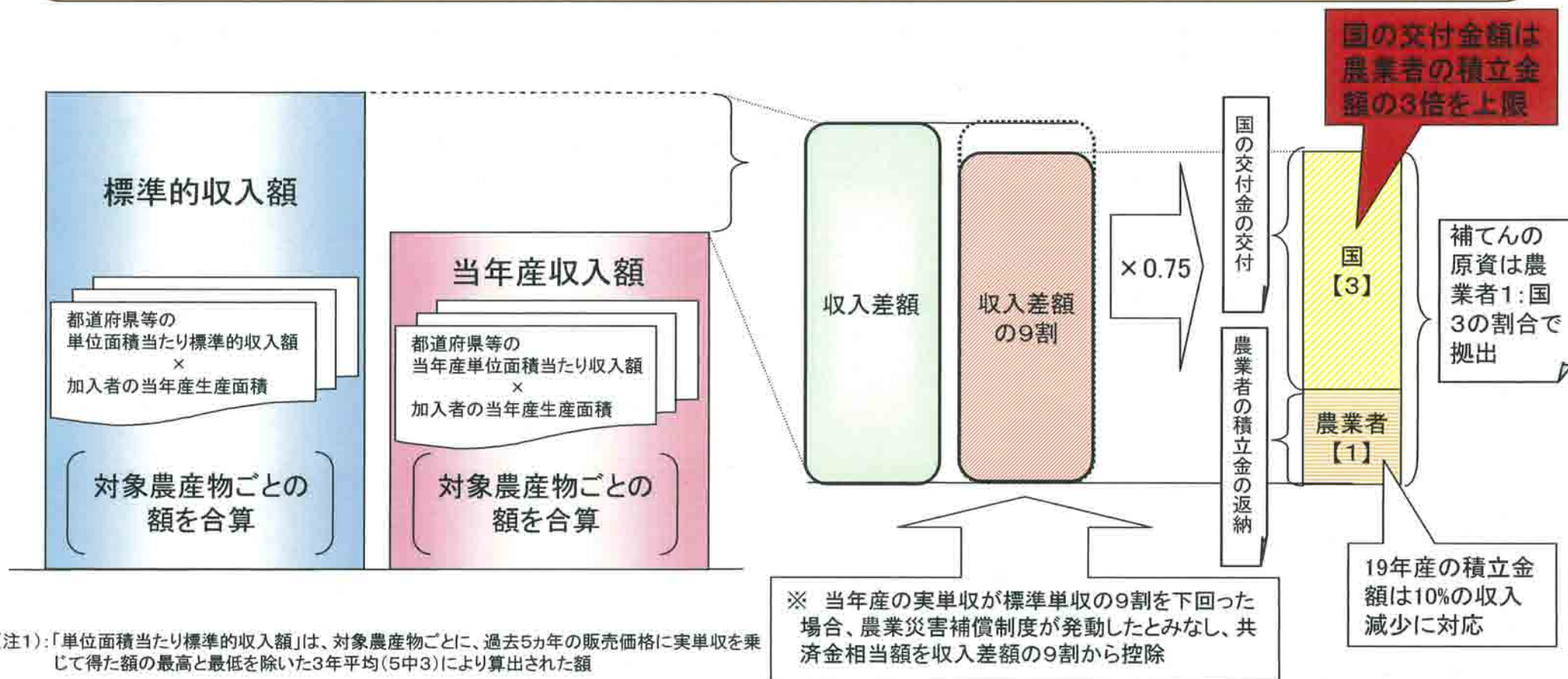
収入減少影響緩和交付金の金額の算定(現行制度)

○ 収入減少影響緩和交付金の金額については、標準的収入額と当年産収入額の差額に9割を乗じて得た額に0.75を乗じて得た額

$$\text{交付金額} = \{ (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9 (\text{収入差額の9割}) - \text{※共済金相当額} \} \times 0.75 (\text{交付金の割合})$$

○ 国の交付金額については、農業者の積立金額の3倍を上限。

○ 農業者は標準的収入額の10%の収入減少に対応し得るよう、あらかじめ積立金を積み立て、農業者、国は、1:3の割合で補てん原資を負担。

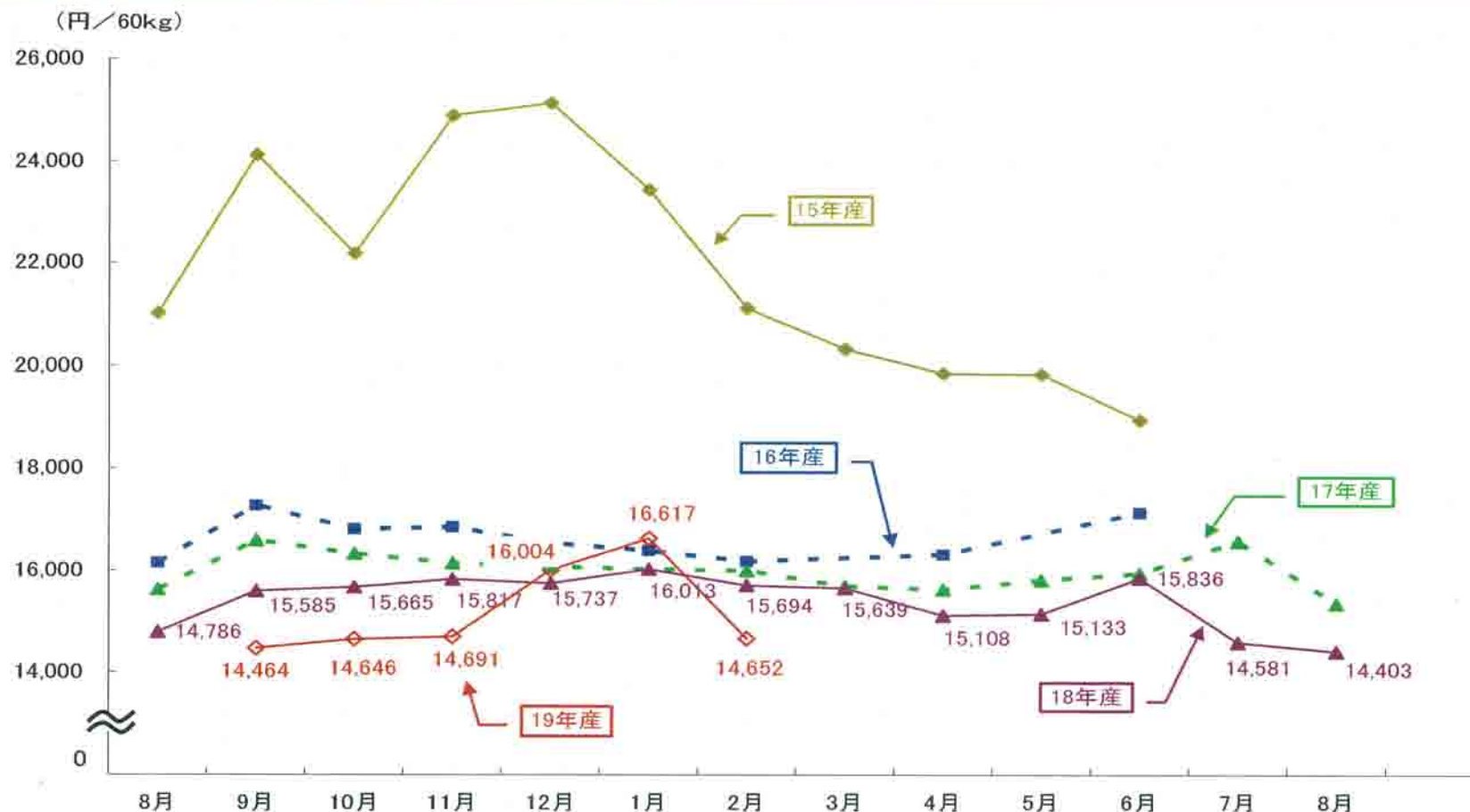


(注1):「単位面積当たり標準的収入額」は、対象農産物ごとに、過去5か年の販売価格に実単収を乗じて得た額の最高と最低を除いた3年平均(5中3)により算出された額

(注2):「当年産単位面積当たり収入額」は、対象農産物ごとに、当年産の販売価格に実単収を乗じて得た額

センター全産地品種銘柄の月別平均価格の推移

- 19年産米については、前年産を大幅に下回る価格水準で入札取引が開始。
- その後、価格下落に歯止めがかかり、特定の銘柄による落札価格等の影響で一部価格が上昇しているものの、前年産との価格水準と比較すると、総じて低い水準で推移。



(注1): (財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果を基に作成。

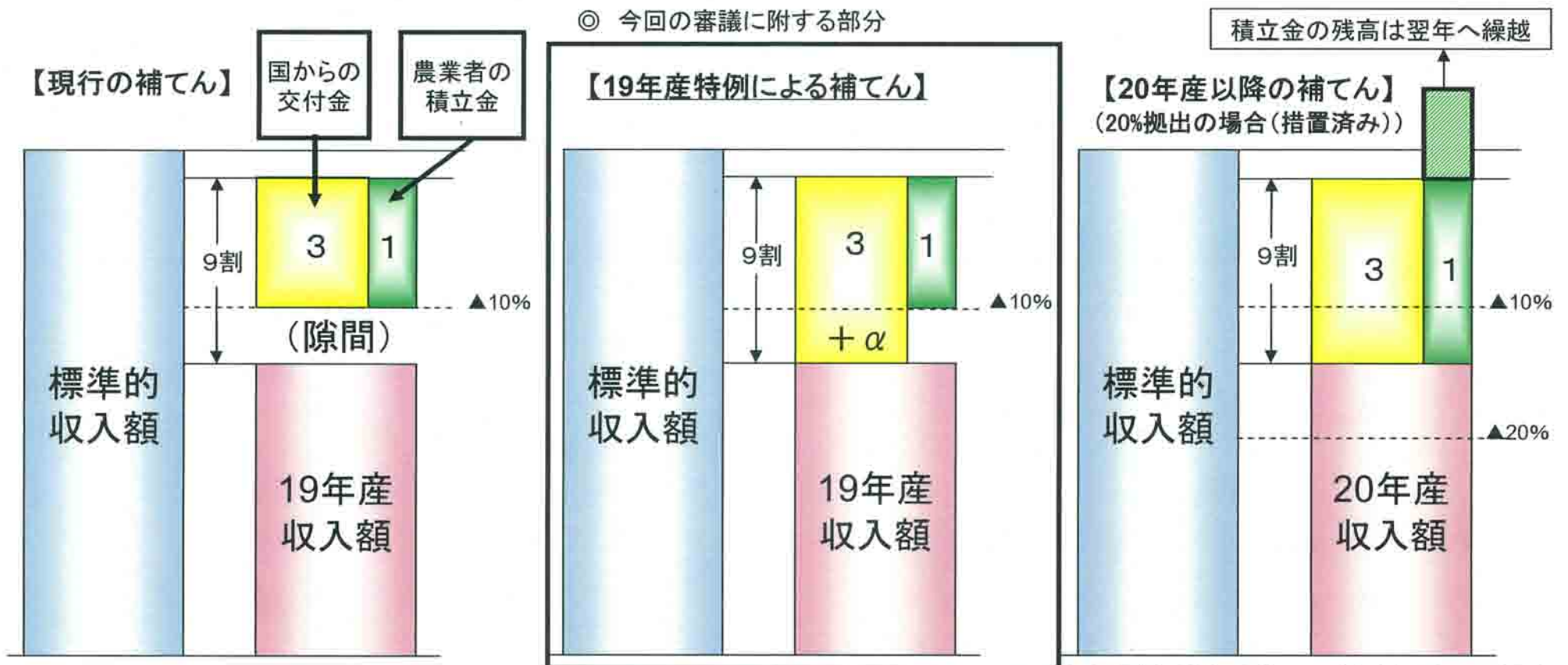
(注2): 価格には包装代(紙袋)、抛出金、消費税相当額を加えており、ウェイトは17年産までは銘柄ごとの落札数量、18年産以降は銘柄ごとの前年産検査数量実績としている。

(注3): 19年産12月、1月は上場銘柄数が少なく、「新潟コシヒカリ一般」、「同魚沼」等高価格の銘柄が上場・落札されたため、他の月に比べ平均価格が上昇。

19年産における収入減少影響緩和交付金の金額の算定の特例

昨年12月、「農政改革三対策緊急検討本部」で決定された「農政改革三対策の着実な推進について」において、収入減少影響緩和対策について、

- ① 19年産で万が一10%を超える収入減少があった場合には、その10%を超える収入減少に対し、農業者の積立金の拠出なしに国の負担分による補てんを実施する(今回の算定省令の一部改正で措置予定)
 - ② 20年産以降については、農業者の積立金不足の事態が生じないように、10%を超える収入減少にも対応し得る積立金の拠出を、農業者が選択できる道を拓く(措置済み)
- こととされた。



(注)：農業者は選択により、10%の収入減少又は20%の収入減少に対応し得る積立金の拠出を行う。

(参考)

農政改革三対策の着実な推進について (抜粋)

〔平成19年12月21日〕
農 林 水 産 省
農政改革三対策緊急検討本部

平成19年度から導入された品目横断的経営安定対策、米政策改革及び農地・水・環境保全向上対策について、実態に即した必要な改善等を行いつつその着実な推進を図っていくため、別紙1から3の対策を講じることとする。

(別紙1)

品目横断的経営安定対策の見直し

品目横断的経営安定対策については、制度の基本を維持しつつ、これを地域に定着させていくため、現場から指摘された多くの問題を真摯に受け止め、次のとおり地域の実態に即した見直しを行う。

5 収入減少影響緩和対策の充実

19年産米については、米緊急対策の実施により価格が回復する兆しが見えてきているが、
万が一収入減少が10%を超えることがあった場合には、その10%を超える収入減少に対し
ては、農家の積立金の拠出なしに国の負担分による補てんが行われる特別な措置を講ずること
により、農家の不安を払拭する。

また、20年産以降においては、このような積立金不足の事態が生じないように、農家の選択により10%を超える収入減少に備えた積立金の拠出が行える仕組みを設ける。

収入減少影響緩和対策
(10%超下落対策)

111億円(20' 当初追加)